

# 第10回犯罪被害者等基本計画検討会 における検討課題について

## 重点課題に係る具体的施策

### 第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)
2. 調査研究の推進等(基本法第21条関係)
3. 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係)

### 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進(基本法第20条関係)

内閣府犯罪被害者等施策推進室

本とりまとめ一覧には、8月12日から9月5日にかけて実施した国民からの意見募集(本文中「パブリックコメント」と表記。)や全国9か所において開催した犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体からの意見募集会に寄せられた御意見のうち、重複するもの、骨子の内容に単なる賛意を示すもの、第1回～第7回検討会において検討済みの615の御意見と同趣旨で改めて検討する必要性がないと思われるものを除いたものを、それぞれ該当する骨子部分にとりまとめて掲載しています。

記載している新たな御意見のうち、これまでの検討会において御検討いただいたものと考えられる御意見については**黒文字**で、第8回検討会以降の検討会において新たに検討すべきと考えられる御意見については**青文字**で、色分けして記載しています。

## 第4 支援等のための体制整備への取組

### 1. 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)

#### (1) 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請

- ・ 地方公共団体に総合的な対応窓口が必要である。支援に精通した専門員又は、コーディネーターが被害者の求める支援や機関・団体の情報提供をする必要があり、たらい回しにならないような仕組みづくりが求められる。【犯罪被害者団体】
- ・ 市役所に相談窓口を設置してほしい。【パブリックコメント】
- ・ 地方公共団体の福祉担当部門が担当し、場合によっては訪問等を行って「困り事なんでも相談」のようなことしてほしい。【パブリックコメント】
- ・ 関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべき。【日本弁護士連合会】

#### (2) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供

- ・ 関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべき。【日本弁護士連合会】

#### (3) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りのための検討及び施策の実施

- ・ 窓口は24時間態勢とし、時間外は担当警察署に繋がるようなシステムの整備を望む。【犯罪被害者団体】
- ・ 被害直後すぐに相談にのってもらえる組織(弁護士、被害者の会等)を紹介してもらえる情報が必要。警察でそのような情報を提供してほしい。【パブリックコメント】
- ・ 犯罪被害を受けた時に全て対応できる組織が必要。被害者専用の窓口が必要。【パブリックコメント】
- ・ 聞けば答えるという姿勢ではなく、被害者が被害を受けたときに自動的に行政側から説明がなされる被害者にとって真の支援システムの確立を望む。自助グループに対しても、途切れなく制度改正や行政サービスについての情報提供を行ってほしい。【犯罪被害者団体】
- ・ 関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべき。【日本弁護士連合会】
- ・ どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けられることができる体制作りのための検討を行う際、各地域に存在する被害当事者団体、支援組織の地域の実情に即した意見を聴取し、実情調査をしてほしい。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 人材データベースの構築と運用をすべき。【犯罪被害者団体】

#### **(4) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実**

##### **[内閣府・警察庁]**

- ・ 関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべき。警察が中心となるのではなく、NPO等の民間が中核となるようその育成を図るべきである。【日本弁護士連合会】

#### **(5) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進**

- ・ 被害者支援地域ネットワークには被害当事者がともに参加することを強く要望する。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 必要以上に警察主導にならないよう、注意を要する。【日本弁護士連合会】

#### **(6) 警察における相談体制の充実**

- ・ 必要以上に警察主導にならないよう、注意を要する。【日本弁護士連合会】

#### **(7) 警察における少年が相談しやすい環境の整備** 【警察庁】

- ・ 「警察における少年が相談しやすい環境の整備」について、相談電話の「フリーダイヤル」が「相談しやすい環境」につながるかどうかには疑問がある。「フリーダイヤル」

ル」は削除すべき。【パブリックコメント】

- ・ 「少年サポートセンター」や各警察署の少年係、「ヤングテレフォン・コーナー」をそのまま利用するという趣旨であれば、反対である。【日本弁護士連合会】

#### (14) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実 【厚生労働省】

- ・ 支援のための諸制度に関する案内書、申込書を常備し提供する機関として精神保健福祉センター、保健所に加え医療機関、とくに第3次救急医療機関も含めてほしい。【犯罪被害者団体】

#### (15) 日本司法支援センターによる支援 【法務省】

- ・ 日本司法支援センターにおける電話相談については、犯罪被害者専用の番号が必要。【パブリックコメント】
- ・ 日本司法支援センターと民間支援団体との関係を明確にしてほしい。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 日本司法支援センターによる支援については、基本法第12条関係において述べたとおり、総合法律支援法の改正を含め、将来的具体的制度設計について、現行の支援制度の存続及び将来的な制度創設まで十分に視野に入れて、さらに検討する必要がある。【日本弁護士連合会】

#### (17) 「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保

#### (18) 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

- ・ 「NPOポータルサイト」では、NPO法人に限定することなく、任意団体の中でも支援実績のある団体の情報も掲載するようにしてほしい。【犯罪被害者支援団体】

【内閣府】

- ・ 犯罪被害者団体等ポータルサイトに参加する犯罪被害者団体の活動状況を把握するとともに、利用者の安全についても十分な配慮が必要である。【犯罪被害者支援団体】

#### (19) 自助グループの紹介等 【内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省】

- ・ 警察、地方検察庁、教育委員会、医療機関や保健所等は関係支援機関の情報提供の際、被害者同士の情報交換を行う自助グループについての情報提供についても冊子に明記してほしい。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 長期的支援活動の中に「自助グループ」の位置づけもきちんと行ってほしい。【犯

## 罪被害者支援団体]

- ・ 必要以上に警察主導にならないよう、注意を要する。【日本弁護士連合会】

### (21) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

- ・ 関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。【日本弁護士連合会】

### (22) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知 [警察庁・法務省]

- ・ パンフレットだけでなく、ポスターの活用も検討すべき。被害者に対する配慮や支援組織・支援制度の存在を周知すべき。【パブリックコメント】
- ・ 関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。【日本弁護士連合会】

### (23) 刑事の手続等に関する情報提供の充実 [警察庁・法務省・最高裁判所]

- ・ 警察段階・検察段階・裁判段階において、被害者等が外国人の場合の外国語による相談窓口や司法通訳者の手配についての制度を確立し、警察庁、検察庁、裁判所のHP等に主要言語により情報を提供してほしい。【パブリックコメント】

### (24) 「被害者の手引」の内容の充実等 [警察庁]

- ・ 「被害者の手引」を作成するにあたり、地域の実情を調査把握し、被害者同士の情報交換を行う自助グループについての情報提供についても冊子に明記すべき。【犯罪被害者支援団体】

### (25) 民事の手続に関する情報提供の充実

- ・ 関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべきである。【日本弁護士連合会】

### (26) 「指定被害者支援要員制度」の活用 [警察庁]

- ・ 指定被害者支援要員に対して、研修等の機会をとらえて民間団体の実情把握に努めるだけでなく、被害当事者団体のメンバーを研修に招くなどして、支援にあたる者としての知識だけでなく、被害者心理の理解を体得していく必要がある。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 必要以上に警察主導にならないよう、注意を要する。【日本弁護士連合会】

### (30) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開

- ・ 被害者本人や家族への個別ケアと共に周囲の関係者への説明やケアを即時に提供できるような機動力ある援助チームの整備が必要。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 必要以上に警察主導にならないよう、注意を要する。【日本弁護士連合会】

### (31) 更生保護官署及び保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

- ・ 地域社会の中で、犯罪予防活動に従事する新たな保護司を「地域支援保護司」あるいは「被害者支援保護司」として新たに委嘱し、地域社会の中で被害者支援専門にあたる「特任保護司」として委嘱していくべき。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 更生保護官署と保護司との協働態勢による支援については、まず保護司の在り方から検討すべき。人数を増やしたり、給料を与えてはどうか。保護司をフォローする方策が必要。【パブリックコメント】
- ・ 犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行う任務について、更生保護官署と保護司との協働による方向で検討がなされることについては、反対である。第一に、犯罪被害者等は、更生保護官署、保護司は、加害者の更生を支援する側であると考えている。保護司は保護観察中の者よりも、高い位置にいるが、犯罪被害者等とは平面、つまり同じ目線の高さで向かい合わなければならない。このような任務のスタンスがまったく異なる犯罪被害者等に対する支援について、更生保護官署に任せ、保護司を活用することは、犯罪被害者等からの反発あるいは二次被害を生じることと予想される。第二に、更生保護官署が犯罪被害者等に対する支援に関与することは更生保護の趣旨や理念に反するものであるし、保護司がそのような役割を果たすことは、保護司の本来果たすべき役割にも反する。【日本弁護士連合会】

### (32) 日本司法支援センターによる長期的支援

- ・ 現行制度では支援センターの役割に限界があり法改正の必要がある。【日本弁護士連合会】

### (34) 犯罪等による被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進 【文部科学省】

- ・ 実務担当者のサポートチームを形成する際、児童生徒を対象とする被害者支援団体との連携が必要(子供の会、きょうだいの会等)。また、実務担当者の研修には、児童生徒の気持ちが分かる被害者等が参加すべき。【犯罪被害者団体】

### (35) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

## [内閣府]

- ・ 一番つらい思いをしている時こそ、早めに力づけて相談にのってくれる人(弁護士や精神科医等)がほしい。【パブリックコメント】
- ・ 事件後最低1年は、事務処理や被害者家族のケア等を担当してくれる人材の派遣が必要。【パブリックコメント】
- ・ ケアコーディネーターの質の保証のために、一定のスコアを取ったものだけが被害者支援に関わるといった制度を確立してほしい。【犯罪被害者団体】
- ・ ボランティアではなく国から認められた存在として支援に関わってもらうようにした方が長期的支援が可能。【犯罪被害者団体】
- ・ 被害者にとっては、警察、検察、裁判所への対応は心身とも負担となる。「犯罪被害者支援センター」に犯罪被害者等支援のコーディネーターを置き、総合的・継続的な支援の展開を希望する。【犯罪被害者団体】
- ・ 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門家チームの育成の際は、警察と一定の距離をとりつつ、警察とも連携することのできる人材を育成することが必要。いのちの電話との連携についても重要。支援センターで受けた二次被害について、きちんと検証したり、相談できる特別委員会ないし特別相談窓口は設置しておくべき。【犯罪被害者支援団体】

## (36) 刑事裁判終了後の支援における更生保護官署及び保護司並びに関係諸機関・団体等との連携・協力の在り方の検討

- ・ 更生保護官署が犯罪被害者等に対する支援に関与すること自体に反対であるから、この点についても反対する。【日本弁護士連合会】

## (37) 日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮 [法務省]

- ・ 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門家チームの育成の際は、警察と一定の距離をとりつつ、警察とも連携することのできる人材を育成することが必要。いのちの電話との連携についても重要。支援センターで受けた二次被害について、きちんと検証したり、相談できる特別委員会ないし特別相談窓口は設置しておくべき。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 現行制度では支援センターの役割に限界があり法改正の必要がある。【日本弁護士連合会】

## (38) ストーカー事案への適切な対応 [警察庁]

- ・ ストーカー規制法について、相談者に法の活用について説明する全国統一マニ

ュアルを早急に作成すべき。【パブリックコメント】

- ・ 現行のストーカー規制法は、警察で自己完結するシステムになっているが、裁判所の判断を組み込む等複数の機関で運用を図るよう改正してほしい。【パブリックコメント】

#### **犯罪被害者証明書の作成**

- ・ その都度、自らの被害について説明しなければならないのはつらい作業である。犯罪被害者証明書を作成してほしい。【犯罪被害者団体】

#### **手引書の作成・配布** 【内閣府】

- ・ 犯罪被害に遭ったときの心構え等を列挙した行政作成の手引書の配布が必要。【パブリックコメント】

#### **海外での犯罪被害者に対する支援** 【外務省】

- ・ 海外で犯罪被害者になった場合に、対応可能な弁護士や通訳等を紹介してくれる場所が必要。【犯罪被害者団体】
- ・ 海外での犯罪被害者等への情報提供については、外国語の翻訳者の確保が必要。【パブリックコメント】

#### **ソーシャルワーカーに係るプログラムの導入** 【文部科学省】

- ・ カウンセラーによる二次被害やカウンセラーへの転移が問題となっている。スクールカウンセラー等よりは中間者としての立場がより鮮明である「スクールソーシャルワーカー」や「ヒューマンソーシャルワーカー」に関するプログラムの導入を教育の場で検討してほしい。【パブリックコメント】

## **2. 調査研究の推進等(基本法第21条関係)**

### **(4) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得**

- ・ 警察の中に虐待に関する専門的なチームを作り、研究も行ってほしい。【パブリックコメント】

### **(9) 民間の団体の研修に対する支援**

- ・ 警察から民間支援団体への講師等の派遣等の支援についてもそれ自体は推進することは必ずしも問題ではないが、警察と民間支援団体との関係が、必要以上に

緊密になることは、犯罪被害者等の支援にとってマイナスとなる場合もあることから、慎重に検討するべきである。【日本弁護士連合会】

#### (11) 配偶者に該当しない交際相手などからの暴力に関する調査の実施

- ・ 配偶者に該当しない交際相手からの暴力の被害者は多い。その被害の実態調査を行うとの内容は評価しうる。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(いわゆるDV防止法)は、配偶者に該当しない場合には適用にならないことから、調査結果を検討し、法的救済措置の方策を検討すべきである。【日本弁護士連合会】

#### (14) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開

- ・ 警察から民間支援団体への行使等の派遣等の支援についてもそれ自体は推進することは必ずしも問題ではないが、警察と民間支援団体との関係が、必要以上に緊密になることは、犯罪被害者等の支援にとってマイナスとなる場合もあることから、慎重に検討するべきである。【日本弁護士連合会】

#### サリン後遺症の研究

- ・ サリンの後遺症について、研究をしてほしい。【パブリックコメント】

#### 民間支援団体の現状に関する検証 [内閣府]

- ・ 地方では被害者が声をあげないため、民間支援団体が被害者のニーズに応えるものとなっていない。被害者が求める支援団体となっているか検証することも必要。【パブリックコメント】

#### 海外における支援カリキュラムの研究 [内閣府]

- ・ 被害者自身を海外に派遣し、支援カリキュラムの国内適応を積極的に行うべき。【犯罪被害者団体】
- ・ 諸外国情報を入手して後、それらを積極的に公開してほしい。【犯罪被害者支援団体】

### 3. 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係)

#### (1) 民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討及び施策の実施 [内閣府]

- ・ 民間団体では、権限もネットワークも資金も不足しており、法的な裏づけもない。

民間団体の活動の指針や根拠のような仕組みを示してほしい。民間団体における相談者に対するサービスを標準化させることが必要。【犯罪被害者支援団体】

- ・ 各省庁からの助成が受けられやすい独立行政法人としての組織を作り、全国どの地域においても標準的な支援が、継続的に受けられる組織が必要。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 被害者支援のための財源確保に、納税者自身の意思で一定比率については、指定する団体への寄付による納税も認めるような税制改革も含めて、被害者支援のための財源確保が必要。【パブリックコメント】
- ・ 民間の犯罪被害者援助団体、犯罪被害者団体・自助グループを財政的に援助し、その活動を促進するための「犯罪被害者基金(仮称)」を設立すべき。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 民間シェルターに対する公的助成(予算措置)を講ずべき。【パブリックコメント】
- ・ 民間支援団体への援助が具体的にどんなものか不明。支援スタッフの熱意を支えるためには、経済的裏付けが必要。【パブリックコメント】
- ・ 警察と民間支援団体との連携・協力は必要であるが、民間支援団体は警察から対等独立した存在であるべき。財政的支援その他の支援は、警察からではなく、内閣府から行うべき。【パブリックコメント】
- ・ 地方自治体においても犯罪被害者支援を制度化し、民間支援団体への積極的な支援を行ってほしい。【パブリックコメント】
- ・ 民間団体への財政的支援については、犯給法第23条にいう公安委員会指定の早期援助団体以外にも財政的支援を行う必要がある。【日本弁護士連合会】

## (2) 民間の団体への支援の充実      ア・イのとりまとめ方について 大久保構成員(秋以降の検討会に積み残している事項)

- ・ 早期援助団体の支援対象は罪種が限定されており、漏れてくる被害者が出てくる。もっと幅広い被害者への支援を行う団体を認定するための基準を設けてほしい。【犯罪被害者支援団体】[内閣府・警察庁]
- ・ ボランティア研修に関しては、もっと体系づけた、専門的な内容にして、どこの都道府県においても同じレベルの被害者支援が受けられるようにしてほしい。【犯罪被害者団体】[内閣府]
- ・ 民間団体で活躍するボランティアを養成するための統一的なカリキュラムと資格を確立してほしい。【犯罪被害者支援団体】[内閣府]
- ・ 公的機関で支援員の人材育成をしてほしい。【犯罪被害者支援団体】[内閣府]
- ・ 民間団体でボランティア活動をする方に対する身分の保証をしてほしい。【犯罪被害者支援団体】[内閣府]

- ・ 弁護士や検事、臨床心理士等が研修のような形で支援センターに派遣してもらい、一緒に支援を行うことが一番理想的。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 支援組織に対する財政的援助・広報に際し、警察と密接に結びついた早期援助指定団体に対する援助・広報と、警察とは一定の距離をとりつつ連携するその他の民間支援組織への援助・広報とに格差を設けないでほしい。【犯罪被害者支援団体】[内閣府・警察庁]

### (3) 民間の団体等に関する広報等 [内閣府・警察庁]

- ・ 支援組織に対する財政的援助・広報に際し、警察と密接に結びついた早期援助指定団体に対する援助・広報と、警察とは一定の距離をとりつつ連携するその他の民間支援組織への援助・広報とに格差を設けないでほしい。【犯罪被害者支援団体】

### (2) 民間の団体への支援の充実

### (3) 民間の団体等に関する広報等

### (5) 全国被害者支援ネットワークに対する協力

### (6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

- ・ 警察と民間支援団体とが連携、協力することは必要であるが、警察の下に民間支援団体があるような状況は避けなければならない。特に、警察から民間支援団体へ財政的支援の充実を含めた援助を行うということには、反対である。民間支援団体に対する支援については、原則として内閣府からとすべきである。【日本弁護士連合会】

### (4) 特定非営利活動促進法(NPO法)の適切な運用 [内閣府]

- ・ 認定NPO法人制度において、国税庁の認定を緩和すべきである。【日本弁護士連合会】

### (7) 日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮

- ・ 日本司法支援センターによる支援については、基本法第12条関係において述べたとおり、総合法律支援法の改正を含め、将来的具体的制度設計について、現行の支援制度の存続及び将来的な制度創設まで十分に視野に入れて、さらに検討する必要がある。【日本弁護士連合会】

### 被害者の意見を踏まえた民間支援団体の設立・運営 [内閣府]

- ・ 地方の支援センターには、準備段階から被害者を交え被害者意識を認識して設

立してほしい。設立後もしっかりとその役割を果たせる団体を希望する。【パブリックコメント】

#### 民間支援団体への情報提供の充実

- ・ 支援団体に対する犯罪被害者に関する情報の提供方法、情報の管理方法を基本計画に具体的に記述してほしい。【犯罪被害者支援団体】 【内閣府】
- ・ 支援団体を信用して犯罪被害者に関する情報をもっと提供してほしい。【犯罪被害者支援団体】 【警察庁】

## 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1. 国民の理解の増進(基本法第20条関係)

#### (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進 【文部科学省】

- ・ 学校教育において、「死を迎えた後」の教育をしてほしい。教師と生徒がともに死について考える場を作ってほしい。【犯罪被害者団体】
- ・ 交通事故は犯罪であり、その重大性からして絶対に起こしてはいけないとの認識を持つような教育を実施すべき。【犯罪被害者団体】
- ・ 義務教育の授業時間で何らかの形で被害者から声を聞く授業枠を作るべき。【パブリックコメント】
- ・ 道徳教育の大切さは分かっているが、実際の教育現場の教員に具体的な方法論が行き渡っていないのではないか。【パブリックコメント】
- ・ 犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようにするためには、国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々からの理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。しかし、「心のノート」の配布の点については、公教育がみだりに内面的価値に入るべきでないことは、近代公教育の原則だから、反対である(2002年9月21日付日弁連「教育基本法の在り方に関する中教審への諮問及び中教審での議論に対する意見書」26頁)。【日本弁護士連合会】

#### (3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

- ・ 性被害やDVに対する社会の偏見は大きい。学校教育の中で性の健康教育を実施してほしい。【パブリックコメント】

- ・ 教育の場から、被害者側から捉えた犯罪についての理解を推進すべき。被害者を特別視するのではなく、被害を自分のこととして受け止めていく必要がある。【パブリックコメント】

#### (5) 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組

- ・ 犯罪被害者等の中に昨今社会問題化している学校内における「いじめ」被害者が取り上げられてない。「いじめ」の大問題を軽視せず国として取り組んでほしい。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 学校でも暴力防止プログラムの中に女性への暴力、高齢者への暴力、障害者への暴力の視点を盛り込むべき。【パブリックコメント】

#### (6) 家庭における命の教育への支援の推進 [内閣府・文部科学省]

- ・ 父兄も犯罪被害者等への理解を深めるべき。【犯罪被害者団体】

#### (7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

- ・ 学校における安全教育の見直し。被害者にならないための教育に加え、加害者にならないように、加害者となったときの責任の大きさ、社会的な責任等を教え、順法精神を植えつけることを望む。【犯罪被害者団体】
- ・ 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発に当たり、被害当事者の声を聴く場を設けていくことが大切。【犯罪被害者支援団体】

#### (8) 犯罪被害者等施策に関する特定の日ないし期間にあわせた集中的な啓発事業の実施

- ・ 犯罪被害支援の日として、10月3日を浸透させてほしい。【犯罪被害者団体】 [内閣府・警察庁]
- ・ すべての事故現場に献花をする日(犯罪被害者支援の日)をつくってほしい。【犯罪被害者支援団体】 [内閣府・警察庁]
- ・ 被害者のことを国民一人一人が自分のこととして考える「犯罪被害者週間」の創設【パブリックコメント】 [内閣府]
- ・ 犯罪被害者が国民に理解を求めるために「犯罪被害者週間」を設けようとする考えは、自分本位だと思う(年に一度は国民一人一人が犯罪について語り、論じるような「犯罪防止の日」を犯罪被害者が望むことができれば、国民からの理解を得られる。)。【パブリックコメント】 [内閣府]

#### (10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

- ・ 国民の理解の増進を図る啓発事業について、被害者等の団体のない地方にこそ、特に事業を展開してほしい。【パブリックコメント】

#### (11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

- ・ 国民(県民)に理解と協力を求めるため、地方公共団体に赴いているが、「基本法」が末端事務レベルまで周知、理解されていないのが現状。関係省庁による分かりやすいレベルで広報啓発を実施してほしい。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 学校を卒業した社会人に対しては、テレビ番組や新聞によるキャンペーン等様々なところで目にしたり耳にしたりする機会を提供し、地道に普及すべき。【パブリックコメント】
- ・ テレビ番組やインターネット、広告等の効果的な手段により、犯罪被害者の置かれている環境に対する理解を広め、社会及び国民に対して犯罪被害についての啓発を実施すべき。【パブリックコメント】

#### (12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進 [内閣府・警察庁]

- ・ 10代、20代が引き起こす最多の死亡事故防止の取組として、自動車教習所において、事故防止に繋がるような被害者遺族による講話等の設定を充実すべき。【犯罪被害団体】
- ・ 交通事故犯罪を国民に理解してもらい、正当な扱いへの礎となりうることの一つとして、国の主導する「交通事故慰霊祭の開催及び慰霊碑の建立」を実施してほしい。【犯罪被害者団体】

#### (14) 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の増進

- ・ 学校教育において、教材として被害者のことを盛り込んでほしい。【犯罪被害者団体】 [文部科学省]
- ・ 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進に関して、統計数値だけでなく、犯罪被害者が置かれた状況について手記集などを用いて国民の理解を深めることも大切である。【犯罪被害者支援団体】 [内閣府]
- ・ サリンの知識のない国民が、サリン被害者を差別視し、サリン被害者はそれらに耐えて生きていることを国は認識してほしい。【パブリックコメント】 [内閣府・厚生労働省]
- ・ 犯罪被害についても、交通事故等と同じように危機感を覚えて、それに対応する知識と心構えをもっと国民は勉強すべきだし、それを国が推進すべき。【パブリックコメント】 [内閣府]

- ・ 一般の国民が遭遇する可能性の高い、被害が起こった直後の「救急救命」に関する国民の理解を高めるべき。【パブリックコメント】 [内閣府・厚生労働省]

#### (16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

- ・ マスコミ発表や記事などでは、個別具体的に適切な発表内容にし、必ず被害者の意思を確認し了解を得てから発表するよう周知徹底すべき。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 犯罪被害者の特定につながる情報の公開、マスコミへの警察からの情報提供については、被害者が社会からの二次被害につながる危険がある。性的虐待の子どもは社会から好奇の目でみられる。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 加熱した取材は捜査をゆがめる可能性がある。そう判断される場合には、報道の自粛が必要。【犯罪被害者団体】
- ・ マスコミ被害からの保護制度の創設【犯罪被害者団体】
- ・ 報道に関して、自主規制のようなものを何らかの形で盛り込んでほしい。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 少なくとも性犯罪被害者及び人身取引被害者については、個人情報の保護を第一に非開示を原則とすべき。【パブリックコメント】
- ・ 警察が実名発表か、匿名発表かを決定するとの趣旨であるならば、反対する。【日本弁護士連合会】

#### (18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表 [警察庁]

- ・ マスコミによる数少ない交通事故報道に対して、犯罪として捉えるべく、できる限り事故原因と容疑者が分かるような内容にし、それを国民に知らしめることができるようにしてほしい。【犯罪被害者団体】